

千葉県耕作放棄地対策協議会

平成21年度第1回通常総会資料

期日 平成21年4月20日（月）

午後4時から

場所 千葉県庁本庁舎16階農林水産部会議室

千葉県耕作放棄地対策協議会平成21年度第1回通常総会次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議長選出

4 議事録署名人の選出

5 議 事

(1) 議決事項

第1号議案 平成20年度事業実績（案）及び収支決算（案）について

- ・平成20年度事業実績（案）
- ・平成20年度収支決算（案）

第2号議案 平成21年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

- ・平成21年度事業計画（案）
- ・平成21年度収支予算（案）

第3号議案 千葉県耕作放棄地対策協議会の規約の一部改正（案）について

- ・規約新旧対照表（案）

第4号議案 千葉県耕作放棄地対策協議会の規程の一部改正（案）について

- ・事務処理規程新旧対照表（案）
- ・会計処理規程新旧対照表（案）
- ・文書取扱規程新旧対照表（案）
- ・公印取扱規程新旧対照表（案）
- ・内部監査規程新旧対照表（案）

(2) 報告事項

- ・千葉県耕作放棄地対策基本方針について
- ・千葉県耕作放棄地再生利用計画について

6 その他

7 閉 会

第1号議案 平成20年度事業実績（案）及び収支決算（案）について

1 平成20年度事業実績（案）

（1）事業実績

今後の耕作放棄地再生利用の取組のより円滑かつ迅速な実施を確保するため、千葉県耕作放棄地対策協議会の体制整備や再生利用推進計画の策定等を実施した。

（2）主な推進状況

ア 体制の整備

会議・項目等	期 日	概 要
設立準備会	11月21日	・（仮称）耕作放棄地対策協議会の設立について
設立総会	11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県耕作放棄地対策協議会の設立 ・千葉県耕作放棄地対策協議会の規約（案） ・千葉県耕作放棄地対策協議会の諸規程（案） <ul style="list-style-type: none"> ・事務処理規程（案） ・会計処理規程（案） ・文書取扱規程（案） ・公印取扱規程（案） ・内部監査実施規程（案） ・平成20年度事業計画（案）及び収支予算（案） ・実施方針、業務方法書について
書面総会	3月7日	・平成20年度収支補正予算（案）
協議会体制整備のための備品等の整備	2月～3月	公印、研修用機材等の備品や封筒など整備

イ 地域協議会に対する指導・助言並びに耕作放棄地再生利用に係る国からの交付金の交付

会議・項目等	期 日	概 要
各地域協議会に対する指導・助言	12月～3月	・13地域耕作放棄地協議会への設立指導
耕作放棄地再生利用推進事業交付金の交付	12月～3月	・市原市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、富里市、酒々井町、山武市、茂原市、睦沢町、長生村、白子町、南房総市の13地域耕作放棄地対策協議会への交付金の交付

ウ 耕作放棄地再生利用のための検討会開催及び制度・施策の啓発・普及

会議・項目等	期 日	概 要
耕作放棄地対策資料の作成・配布	3月26日	・農地制度の見直しについて（耕作放棄地対策を中心とした資料集）300部の作成・配布 ・新聞記事に見る「耕作放棄地対策事例」300部の作成・配布
ホームページによる制度の啓発	12月～3月	・県庁ホームページを利用し、「千葉県耕作放棄地対策協議会」コーナーにおいて耕作放棄地対策の制度の啓発
放牧研修会の開催	2月26日	・千葉県畜産会等と共催により、鴨川市で放牧推進に係る現地研修会を開催 50名参加

エ 県協議会の今後の活動方針、会員の役割分担、(2)及び(3)の実行計画等を内容とする再生利用推進計画の策定

会議・項目等	期 日	概 要
耕作放棄地活用対策有識者・実践者会議の開催	2月24日	・千葉県教育会館にて県内の有識者・実践者12名により今後の活動方針等について意見交換
再生利用推進計画の制定	3月31日	・千葉県再生利用推進計画の制定

2 平成 20 年度収支決算（案）

(1) 期間：平成 20 年 11 月 27 日から平成 21 年 3 月 31 日

(2) 会計別収支決算

ア 耕作放棄地再生利用推進事業会計

(単位：円)

科目	本年度決算額	本年度予算額	増減	備考
収入の部				
1 国庫交付金	49,084,302	51,943,000	-2,858,698	耕作放棄地再生利用推進交付金
2 雑収入	0	0	0	
収入計	49,084,302	51,943,000	-2,858,698	
支出の部				
1 地域協議会推進交付金	47,586,844	50,443,000	-2,856,156	13地域協議会
2 県協議会推進事務費	1,497,458	1,500,000	-2,542	
支出計	49,084,302	51,943,000	-2,858,698	

監 査 報 告 書

千葉県耕作放棄地対策協議会、平成 20 年度業務の執行状況について、監査を執行いたしましたが適正であることが認められました。

よって報告します。

平成 21 年 4 月 10 日

千葉県耕作放棄地対策協議会

監事 千葉県土地改良事業団体連合会
管理指導部長 緑川利夫

第2号議案 平成21年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

1 平成21年度事業計画（案）

（1）事業計画

平成20年度に全国一斉に耕作放棄地の状況について一筆ごとに調査した「耕作放棄地全体調査」結果によると全国の耕作放棄地面積は、23万1千31ヘクタール（うち農振農用地区域11万8千708ヘクタール）であり、千葉県は8,949ヘクタール（同3,977ヘクタール）であった。

国では、農振農用地区域内の耕作放棄地については、平成23年度を目途に解消することを閣議決定しており、本県においても、耕作放棄地の発生は、食料自給率の向上を阻害するばかりでなく、雑草の繁茂等により、病虫害の発生源になったり、イノシシやハクビシンなどの有害鳥獣のすみかになるなど地域の環境に悪影響を与えていることから、耕作放棄地対策は極めて重要な課題となっている。

このような状況の中、本協議会としては、20年度末に制定した「千葉県耕作放棄地対策基本方針」並びにその推進計画となる「千葉県耕作放棄地再生利用計画」を基本に耕作放棄地の再生利用を推進する。

2 主な推進計画

（1）地域協議会に対する指導・助言

時 期	内 容	対象地域協議会数	備 考
4月～3月	・地域協議会巡回指導会の開催 ・地域協議会交付金活用状況調査・指導	52協議会	

（2）耕作放棄地再生利用のための検討会開催及び制度・施策等の啓発・普及

① 検討会開催、制度・施策等の啓発・普及

時 期	内 容	備 考
4月～3月	・地域協議会担当者会議の開催 ・耕作放棄地有効活用事例現地研修会の開催 ・各種広告媒体を活用した耕作放棄地活用の呼びかけ	

② 制度・施策等の啓発・普及のための資料

内 容	配 布 先	作成部数	備 考
・緊急対策の活用チラシ ・耕作放棄地解消ポスター	農家、地域協議会	10,000部 1,000部	

(3) 再生利用交付金の管理・運用

対象地域協議会数	管理・運用の方法	備 考
52協議会	決済用普通預金により、元本の保全を図るととともに、適正な執行を行う。	

(4) 再生利用推進計画の見直し

時 期	内 容	備 考
5月～3月	・耕作放棄地活用対策有識者・実践者会議の開催 ・地域協議会との検討会 ・耕作放棄地活用応援団との意見交換	

(5) その他耕作放棄地再生利用の推進に必要な事項

時 期	内 容	備 考
5月～3月	・耕作放棄地の発生未然防止・活用のための調査活動	

2 平成 21 年度収支予算（案）

(1) 期間：平成 21 年 4 月 20 日から平成 22 年 3 月 31 日

(2) 会計別収支予算

ア 耕作放棄地再生利用交付金会計

(単位：円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減	備考
収入の部				
1 国庫交付金	406,000,000	0	406,000,000	
2 雑収入	0	0	0	
収入計	406,000,000	0	406,000,000	
支出の部				
1 地域協議会交付金	406,000,000	0	406,000,000	52地域協議会
支出計	406,000,000	0	406,000,000	

イ 耕作放棄地再生利用推進交付金会計

(単位：円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減	備考
収入の部				
1 国庫交付金	41,200,000	24,000,000	17,200,000	
2 雑収入	0	0	0	
収入計	41,200,000	24,000,000	17,200,000	
支出の部				
1 地域協議会推進交付金	31,200,000	22,500,000	8,700,000	52地域協議会
2 県協議会推進事務費	10,000,000	1,500,000	8,500,000	
支出計	41,200,000	24,000,000	17,200,000	

第 3 号議案 千葉県耕作放棄地対策協議会の規約の一部改正（案）について

千葉県耕作放棄地対策協議会規約の変更 新旧対照表

変更前	変更後
<p>(事業)</p> <p>第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 千葉県耕作放棄地再生利用推進計画の策定及び推進に関すること。</p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(報告)</p> <p>第31条 会長は、耕作放棄地再生利用推進事業実施要綱（平成20年10月16日付け20農振第1254号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、耕作放棄地再生利用推進事業実施要領（平成20年10月16日付け20農振第1255号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）その他規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を関東農政局長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 千葉県耕作放棄地対策基本方針及び千葉県耕作放棄地再生利用推進計画の策定及び推進に関すること。</p> <p>第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。ただし、書面による総会については決裁文書等の証拠書類を議事録とみなす。</p> <p>2～4 略</p> <p>(報告)</p> <p>第31条 会長は、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領（平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）その他規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を関東農政局長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 平成21年4月20日 規約の一部改正</p>

第 4 号議案 千葉県耕作放棄地対策協議会の規程の一部改正（案）について

1 千葉県耕作放棄地対策協議会事務処理規程の変更 新旧対照表

変更前	変更後
<p>(事務処理体制)</p> <p>第3条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。</p> <p>(事務の区分) (事務分担組織責任者)</p> <p>(1) 耕作放棄地再生利用推進事業に係る事務 千葉県農林水産部農村振興課地域振興室長の職にある者</p> <p>2 略</p> <p>(雑則)</p> <p>第4条 耕作放棄地再生利用推進事業実施要綱（平成20年10月16日付け20農振第1254号農林水産事務次官依命通知）、耕作放棄地再生利用推進事業実施要領（平成20年10月16日付け20農振第1255号農村振興局長通知）、千葉県耕作放棄地対策協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成20年11月27日から施行する。</p>	<p>(事務処理体制)</p> <p>第3条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。</p> <p>(事務の区分) (事務分担組織責任者)</p> <p>(1) 耕作放棄地再生利用交付金に係る事務 千葉県農林水産部農村振興課地域振興室長の職にある者</p> <p>(2) 耕作放棄地再生利用推進交付金に係る事務 千葉県農林水産部農村振興課地域振興室長の職にある者</p> <p>2 略</p> <p>(雑則)</p> <p>第4条 耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領（平成21年4月1日付け20農振第2208号農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）、千葉県耕作放棄地対策協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成20年11月27日から施行する。</p> <p>平成21年4月20日一部改正</p>

2 千葉県耕作放棄地対策協議会会計処理規程の変更 新旧対照表

変更前	変更後
<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 県協議会の会計業務に関しては、耕作放棄地再生利用推進事業交付要綱（平成20年10月16日付け20農振第1256号農林水産事務次官依命通知）及び千葉県耕作放棄地対策協議会規約（以下「協議会規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。</p> <p>(会計区分)</p> <p>第4条 県協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ区分して経理する。</p> <p>(1) 耕作放棄地再生利用推進事業会計</p> <p>2 略</p> <p>(会計年度)</p> <p>第6条 県協議会の会計年度は、協議会規約に定める事業年度に従い、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(経理責任者)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる千葉県耕作放棄地対策協議会事務処理規程（以下「事務処</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 県協議会の会計業務に関しては、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金交付要綱（平成21年4月1日付け20農振第2209号農林水産事務次官依命通知）及び千葉県耕作放棄地対策協議会規約（以下「協議会規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。</p> <p>(会計区分)</p> <p>第4条 県協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ区分して経理する。</p> <p>(1) 耕作放棄地再生利用交付金会計</p> <p>(2) 耕作放棄地再生利用推進交付金会計</p> <p>2 略</p> <p>(会計年度)</p> <p>第6条 県協議会の会計年度は、協議会規約に定める事業年度に従い、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>2 県協議会の出納は、翌年度の4月30日をもって閉鎖する。</p> <p>(経理責任者)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる千葉県耕作放棄地対策協議会事務処理規程（以下「事務処</p>

3 千葉県耕作放棄地対策協議会文書取扱規程の変更 新旧対照表

変更前	変更後
<p>(文書管理責任者)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる千葉県耕作放棄地対策協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。</p> <p>(事務の区分)</p> <p>(1) 耕作放棄地再生利用推進事業に係る事務 千葉県農林水産部農村振興課地域振興室長の職にある者</p> <p>2 略</p> <p>(雑則)</p> <p>第24条 耕作放棄地再生利用推進事業実施要綱（平成20年10月16日付け20農振第1254号農林水産事務次官依命通知）、耕作放棄地再生利用推進事業実施要領（平成20年10月16日付け20農振第1255号農村振興局長通知）、協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成20年11月27日から施行する。</p>	<p>(文書管理責任者)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる千葉県耕作放棄地対策協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。</p> <p>(事務の区分)</p> <p>(1) 耕作放棄地再生利用交付金に係る事務 千葉県農林水産部農村振興課地域振興室長の職にある者</p> <p>(2) 耕作放棄地再生利用推進交付金に係る事務 千葉県農林水産部農村振興課地域振興室長の職にある者</p> <p>2 略</p> <p>(雑則)</p> <p>第24条 耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領（平成21年4月1日付け20農振第2208号農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）、千葉県耕作放棄地対策協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成20年11月27日から施行する。</p> <p>平成21年4月20日一部改正</p>

4 千葉県耕作放棄地対策協議会公印取扱規程の変更 新旧対照表

変更前	変更後
<p>(雑則)</p> <p>第12条 耕作放棄地再生利用推進事業実施要綱（平成20年10月16日付け20農振第1254号農林水産事務次官依命通知）、耕作放棄地再生利用推進事業実施要領（平成20年10月16日付け20農振第1255号農林水産事務次官依命通知）、千葉県耕作放棄地対策協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成20年11月27日から施行する。</p>	<p>(雑則)</p> <p>第12条 耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領（平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）、千葉県耕作放棄地対策協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成20年11月27日から施行する。</p> <p>平成21年4月20日一部改正</p>

5 千葉県耕作放棄地対策協議会内部監査実施規程の変更 新旧対照表

変更前	変更後
<p>(雑則)</p> <p>第7条 耕作放棄地再生利用推進事業実施要綱(平成20年10月16日付け20農振第1254号農林水産事務次官依命通知)、耕作放棄地再生利用推進事業実施要領(平成20年10月16日付け20農振第1255号農林水産事務次官依命通知)、千葉県耕作放棄地対策協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成20年11月27日から施行する。</p>	<p>(雑則)</p> <p>第7条 耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱(平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。)、千葉県耕作放棄地対策協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成20年11月27日から施行する。</p> <p><u>平成21年4月20日一部改正</u></p>

報告事項

1 千葉県耕作放棄地対策基本方針について

千葉県耕作放棄地対策基本方針

(平成 21 年 3 月 30 日付け農振第 1,040 号、千葉県農林水産部長通知)

第 1 方針策定の趣旨

農地は、県民に対する食料の安定供給にとって重要な基盤であり、特に水田は洪水調整や生態系の保全など、多面的な機能を有しています。

耕作放棄地の発生は、食料自給率の向上を阻害するばかりでなく、雑草の繁茂等により、病虫害の発生源になったり、イノシシやハクビシンなど有害鳥獣のすみかになるなど、地域環境に対し悪影響を与えています。

県は、耕作放棄地の増加に歯止めをかけ、早期に耕作放棄地を活用することが極めて重要な課題であり、耕作放棄地を地域の大切な資源と捉え、活力ある地域づくりに活用していくべきと考えております。

本方針は、今後、耕作放棄地対策を実施するにあたり県の基本的な考え方を示すものであり、解消対策の実施に当たっては、本方針を基本に地域の実情に即した耕作放棄地の再生・利用を進めていくこととします。

また、第 171 回通常国会において「農地法等の一部を改正する法律案」が審議されているところです。

この法律案においては、農地制度の基本を農地の「所有」から「利用」に再構築することとしており、耕作放棄地対策についても強化される予定ですので、この動向によって、今後、本基本方針を見直すこととします。

第 2 耕作放棄地の現状

本県の耕作放棄地は、平成 20 年度耕作放棄地全体調査によると 8,912 ヘクタール（暫定値：21 年 3 月末現在）と農地面積 147,489 ヘクタールの 6.0%を占め、農業振興地域内の農用地区域においても 3,850 ヘクタールが耕作放棄地となっています。また、5 年ごとに実施される農林業センサスにおいては、平成 17 年で 17,058 ヘクタールとされ、年々増加傾向にあります。

地域別に見ると、夷隅、安房、君津地域などの中山間地域で比率が高くなっていますが、経年変化をみると県全域で増加傾向にあります。

また、本県の特徴としては、土地持ち非農家の耕作放棄地（H17：7,466ha）が県全体の 44%を占めており、土地持ち非農家の所有農地（H17：22,447ha）の 3 分の 1 が貸し付けられることなく耕作放棄地となっていることを示しています。

第3 耕作放棄地解消の目標

耕作放棄地対策は、単に耕作放棄された荒れた農地を復元することに終始するものではありません。

今後の耕作放棄地対策では、農振農用地域における耕作放棄地の発生を、適切な農業経営による農地の利用をはじめ、諸施策の展開により未然に防止していくことが大切です。認定農業者はもとより、集落営農等、地域における農業経営の担い手の確保・育成が必要であり、そのためには経営として利益が見込まれることが重要な要件となります。

さらに、それら担い手の確保・育成はもとより、農村地域として、農地を有効活用し食料供給力の向上に向けた体制づくりが喫緊の課題です。

耕作放棄地の解消にあたっては、耕作放棄地を地域の大切な資源と捉え、活力ある地域づくりに活用することを基本に、農振農用地域内の耕作放棄地のうち平成20年度の耕作放棄地全体調査において草刈等で直ちに営農が可能と判定された2,228ヘクタールの耕作放棄地の解消を最優先に取り組みます。

第4 耕作放棄地を解消していくための施策の推進方向

耕作放棄地を活用可能な農地として復元したところで、その後の利用が円滑になされなければ、再び放棄される可能性があるため、復元後の活用が極めて重要です。

復元後の農地の有効活用のためには、担い手対策、生産販売対策、農業生産基盤の整備対策、農村の活性化対策など幅広い視点に立って、総合的な対応が求められます。

本方針では、このような総合的な推進が必要であることを踏まえつつ、耕作放棄地解消のための推進方向について示すこととします。

具体的な解消対策においては、市町村、市町村農業委員会、JA、土地改良区など関係機関・団体で構成される市町村耕作放棄地対策協議会（以下「市町村協議会」という。）を主体とし、国、県及び千葉県耕作放棄地対策協議会（以下「県協議会」という。）の支援のもと「市町村耕作放棄地解消計画」を基本に推進してまいります。

また、平成20年度に実施した「耕作放棄地全体調査」や同年度に策定した「市町村耕作放棄地解消計画」を毎年度見直ししながら、耕作放棄地の再生・活用に努めていくこととします。

1 耕作放棄地所有者への指導・啓発活動の展開

（1）農業経営基盤強化促進法第27条に基づく指導

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）には、遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置が定めら

れており、市町村、市町村農業委員会を中心に本法に基づく指導が行われるよう支援します。

また、県内すべての市町村農業委員会において、「基盤法第27条に基づく農業委員会の指導等に関する手続き規程」を定め、耕作放棄地所有者等に対する指導の強化がなされるよう推進していきます。

(2) 農地法遵守と農地流動化「ワン・スリー運動」の推進

県は、農業委員会が農地の所有者に対して行う、農地法による農地の所有者自ら耕作する原則や所有者自ら耕作できない場合については他の耕作者に貸し付けることを徹底させる啓発活動とともに、農地の違法転用等の監視活動を支援します。

また、現在、農地の利用集積や耕作放棄地解消を目的として、農業委員1人あたり年間30アール以上の利用権設定を新規に掘り起こす本県独自の運動、「農地流動化『ワン・スリー運動』」がより一層強力に展開されるよう支援します。

(3) 土地持ち非農家への啓発活動の展開

本県の土地持ち非農家は38,285戸（H17：センサス）であり、そのうち22,857戸で耕作放棄地が発生しています。また、土地持ち非農家の所有面積22,447ヘクタールに対し33.3%を占める7,466ヘクタールが耕作放棄されており、この面積は北海道に次いで全国第2位となっています。

そこで、土地持ち非農家の耕作放棄地の貸借を促進するため毎年8月を解消強化月間とし、土地持ち非農家に対する啓発活動を市町村、農業委員会、千葉県農業会議及び農地保有合理化法人等の協力のもと展開します。

2 多様な担い手への誘導

(1) 耕作放棄地活用支援応援団の育成

「耕作放棄地を借りてもよい」、「耕作放棄地の解消を手助けしたい」といった意思のある農業者や一般の県民から「耕作放棄地解消応援団」を募り、その人材に対し、市町村の把握した耕作放棄地を農業委員会があっせんできるように県協議会と市町村協議会の連携により進めていきます。

(2) 担い手への誘導

ア JA出資型農業法人の育成

地域農業の担い手がないことから、耕作放棄地の再生・活用に対する将来が見出せないという意見が寄せられています。

このような地域において、JA自身が地域農業の「担い手」と

して耕作放棄地の解消や農地の有効利用を推進する取組が J A 山武郡市や J A いんばで始まっています。県及び県協議会は、市町村及び市町村協議会、全農千葉県本部、J A 等と連携を図りながら、県内各地で J A 出資型農業法人の育成を推進します。

イ 農業委員会の活動強化

農業委員は、いわゆる農地の番人として、地元農家の相談に応じる農地流動化の窓口及び農地の有効活用や保全を図る役割を担っています。

今日の農業の課題である、つまり儲かる農業の実現はもとより安全・安心な農産物の生産のためには、農地の利用集積による農地の集団的な土地利用を推進していくことが重要です。

そこで、県協議会・市町村協議会の支援のもと農業委員会を中心に地域の農地及び農家の状況を把握し、担い手への農地の流動化を促進する活動を強化するよう推進します。

ウ 農地保有合理化法人の再構築

現在、県内には基盤法第 7 条第 1 項により農地保有合理化事業規程の承認を受けている農地保有合理化法人は、県全域を事業区域とする財団法人千葉県水産振興公社のほか、市町村を事業区域とする法人（市町村、市町村公社及び農協）が 13 法人あります。しかし、市町村段階の法人の事業区域は、24 市町村に止まっています。

そこで、対象となっていない 28 市町村における農地保有合理化法人の設立を県及び県協議会が中心となって市町村及び市町村協議会と連携しつつ推進します。

また、現在承認されている農地保有合理化法人で活動が停滞している場合は、基盤法第 9 条による報告徴収及び同法第 10 条による改善命令を実施し、それでも改善の見込みが無い場合については、法第 11 条による承認の取り消しを行い、同地区で新たな農地の利用集積を促進する団体が活動できるよう支援を行います。

エ 土地改良区のネットワーク機能の活用

県内の 227 の土地改良区は、食料を生産するために、なくてはならない水路や農地の整備を行うとともに、豊かで美しい農村の維持形成などの重要な役割を担う団体であり、地域の農業者により構成されています。

この土地改良区域内の農地の荒廃を防ぐため、土地改良区の人的なネットワーク機能を活用し、担い手の発掘や土地改良区の主体的な耕作放棄地解消活動への取り組みを支援します。

(3) 畜産による活用

ア 飼料用稲の積極的な作付け

本県の水田は湿田が多く、生産調整においても水稲以外の作物が見つからず、何も作付けしない保全管理による対応になったことを契機に水田の耕作放棄地が発生してきたことも否めません。

そこで、再生した水田にあっては、水田フル活用の観点から飼料用稲の作付け、及び飼料の需要喚起、流通体制整備に関して支援するなど積極的に推進します。

イ コントラクター組織の育成

耕作放棄地を活用した飼料作物の生産を推進していくため、飼料生産をビジネスとして成り立たせるコントラクター組織を育成する必要があります。

コントラクター組織が成立しうるには、一定以上の作業量が必要となることから、面的なまとまりをもった耕作放棄地に関する情報を積極的に提供するなど、水稲＋作業受託など、経営の基幹となる農業経営の基盤形成についても支援するとともに、酪農、肥育牛経営等の盛んな地域など地域の重点化、対象経営の絞込みなど効果的かつ効率的な組織育成に努めます。

ウ 放牧の普及定着

放牧は、飼料代の削減や省力化、耕作放棄地の解消、獣害の拡大防止や軽減、景観保全、竹林の拡大防止、牛と地域住民のふれあいを通じた癒し効果など、様々な領域への波及効果が期待されています。

特に、担い手が見つからず、耕作放棄地の営農再開が困難な地域にあっては、保全管理手法の一つとしての放牧は有効な手段です。

県では、放牧技術の普及のため研究を推進するとともに、その技術定着のための取組を進めます。

さらに、耕種農家の集団のみでも取り組めるよう放牧用の牛のレンタルが可能なシステムを整備していきます。

(4) 民間企業の参入促進

ア 市町村基本構想への特定法人貸付事業参入区域の設定推進

一般の株式会社やNPO法人が農地を借りて農業参入するには「基盤法第6条第1項に規定する市町村基本構想（以下「市町村基本構想」という。）」に、耕作放棄地や耕作放棄地になるおそれのある農地が相当程度存在する区域を「特定法人貸付事業参入区域」として設定することが必要です。

現在、県内には5市町（平成21年4月1日に2市追加）で参入区域を設定しているに過ぎず、多様な担い手による耕作放棄地の解

消を進めるため、担い手の減少が大きく耕作放棄地の拡大が県下でも大きい市町村を当面、重点地域とし「参入区域」の設定を推進するとともに、最終的に全市町村で設定するよう推進していきます。

イ まとまりのある耕作放棄地のリストアップ、農地の利用調整及びあっせん

企業の参入を促進するためには、耕作放棄地がある程度まとまりのある農地をあっせんしていくことが必要です。

そこで、平成 20 年度に実施した耕作放棄地全体調査において 40a 以上まとまった耕作放棄地のリストを、市町村及び農業委員会の協力のもと作成し、その農地の利用調整及びあっせんに努めます。

ウ 建設産業・食品産業等の参入希望企業の登録推進

建設産業や食品産業で耕作放棄地を活用した農業参入を希望する企業を募り、そのリストを作成し、市町村等と連携しながら、企業誘致に努めます。

(5) 新規就農者、NPO、県民による利用促進

ア 市町村基本構想への小規模参入できる規定の整備促進

一般県民の方が耕作放棄地を活用した農業を志し農地の借受けを行うためには、基盤法によって農地の利用権設定を行うことが考えられます。

本来、基盤法による利用権設定は、原則として担い手に農地を利用集積するため行うものであり、その実施の要件として、市町村基本構想に適合するものであることのほか、①借入れている農用地のすべて耕作を行うこと、②農作業に常時従事すると認められること（概ね 150 日以上）、③利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作を行うことができると認められることの 3 要件を満たす必要があります。

しかしながら、担い手だけでは耕作放棄地の全てを耕作することは難しくなってきました。

そこで、県では、市町村基本構想へ上記 3 要件を満たし、担い手農家への農地の利用集積や地域の集団的土地利用を阻害しないことを条件として明記すれば、耕作放棄地の県民の利用が可能と判断されることから、市町村と連携して耕作放棄地の県民の活用を推進していきます。

イ 農機のレンタルや研修機会の拡大

耕作放棄地を活用して農業を始めたいと考えても、農業機械など初期投資がかかり、また技術の習得状況によっては収入が皆無とな

る可能性もあるなど、経営リスクも抱えることから断念してしまう事例も多く見受けられます。

そこで、農業機械メーカー等と連携し農機のレンタルシステムの構築を検討するとともに、農業大学校や県チャレンジファーム等における県民の農業研修機会を増やしていきます。

ウ 新規就農者への農地のあっせん促進

研修を受講した新規就農者が農地のあっせんを希望する場合は、全国及び千葉県新規就農相談センター並びに市町村及び農業委員会と連携し、農地のあっせんに努めます。

エ 市民農園・体験農園の整備促進

地域資源としての耕作放棄地活用の観点から、体験農業を通して県民が農業と触れ合える場づくりを市町村と連携して進めていきます。

また、市民農園・体験農園の設置・利用を通じて、農地の重要性など耕作放棄地解消への県民運動を進めていきます。

3 耕作放棄地対策関連事業の活用

新たなビジネスチャンスを求め、また儲かる農業経営を実践するため、耕作放棄地を経営に活用しようとする動きが全国で始まっています。

そこで、県では、こういった事例の収集に努めるとともに、耕作放棄地を活用し経営を拡大しようとする担い手に対しては、各種事業を優先的に仕向けることとします。

また、グリーン・ブルーツーリズムによる体験観光、都市農村交流の促進をさらに定着させ、あるいは景観や生活環境の保全を進める地域活性化に向けた取り組みも耕作放棄地の解消の機運の醸成につながることから、こういった取り組みに対しても関連事業の導入を支援します。

2 千葉県耕作放棄地再生利用計画について

千葉県再生利用推進計画

1. 農業の概要

地域名	農業の現状と課題、振興作物等について
都市的農業地域	<p>本地域では、大消費地に隣接するという有利な立地条件を活かして、野菜・果樹・花き類などの生産が展開され、その産出額は県全体の約3割を占めている。中でも野菜は、古くから都市近郊産地として高い評価を得ており、「ねぎ」「ほうれんそう」「こまつな」「かぶ」「えだまめ」など、幅広い品目の産地形成が進んでいる。また、果樹について県下最大の「なし」産地が形成されているほか、「パンジー」「ペチュニア」などの花壇苗を中心に花き類の生産が行われている。</p>
平地農業地域	<p>本地域は平坦で広大な耕地を有し、全国でもトップクラスの産出額を誇る「だいこん」「にんじん」「トマト」「すいか」「キャベツ」をはじめ、「ゆり」「サンダーソニア」、「なし」など、野菜・花き・果樹の産地が数多く形成されている。先端技術を活用した施設等の導入や、大型集出荷場の整備が進むなど、県内産出額の半分以上を占める主要園芸地域である。また、「落花生」「かんしょ」についても、全国有数の産地となっている。</p> <p>水稲に関しては、基盤整備の進んだ優良な水田に恵まれ、県内の作付面積の3分の2近くを本地域で占めているほか、県平均作付面積を上回る大規模稲作経営農家が多いのも特徴である。</p> <p>肉用牛については、本県は酪農県であり、その飼養頭数の8割以上を乳用種が占めているが、肉質の評価の高い肉専用種との交雑種が多数飼育されており、大規模な経営体も少なくない。</p> <p>また、都市化の進展により豚の飼養戸数は全体に減少しているが、古くからの産地である香取・海匝地区を中心に、経済的メリットの高い繁殖肥育一貫経営を主体とした大規模化が図られている。</p>
中山間農業地域	<p>本地域は、温暖な気候条件を活かして、「カーネーション」「ストック」などの切花を中心に、県内産出額の半数以上を占める県下有数の花き産地となっている。果樹生産も盛んで、特に「びわ」は全国を代表する産地となっている。ま</p>

	<p>た、「食用なばな」など地域特産品目を中心とした野菜産地も形成されている。</p> <p>水稲については、温暖な気候に恵まれ県下有数の早場米産地となっているが、狭あい急傾斜という土地条件から生産費用は他地域に比べて高い傾向にある。しかしながら、昔から良質米産地が形成され、地域ブランドとして好評を博している。</p> <p>また、本地域は江戸時代に端を発する酪農発祥の地である。飼養戸数でも県下全域の約半数を占めており、産出額全国第3位の本県の生乳生産を支えているが、家族経営を中心とした中規模な経営体が多く、輸入牛肉と競合する乳廃牛や肥育用雄子牛の価格の低迷等により経営が圧迫され、年々飼養戸数は減少傾向にある。</p>
--	---

※都市的農業地域：主として千葉・東葛飾農林振興センター管内

平地農業地域：主として印旛・香取・海匝・山武・長生農林振興センター管内

中山間農業地域：主として夷隅・安房・君津農林振興センター管内

2. 耕作放棄地の概要

地域名	耕作放棄地の現状と課題について
都市的農業地域	<p>本地域の草刈り等で再生可能な耕作放棄地面積は1,016ヘクタールであり、そのうち農用地区域内面積は348ヘクタールとなっている。</p> <p>本地域は農地の資産的保有が多く、さらに相続等により分散したことなどが耕作放棄の要因として考えられる。市街化区域内農地は生産緑地に指定されており、ここでは耕作放棄の発生はほとんどない。</p> <p>農業を担う農家戸数、農業従事者の20年間（昭和60年→平成17年）の推移をみると、農家戸数は28,725戸から17,883戸と37.7%減少し、農業従事者は72,257人から35,875人と50.7%減少している。さらに65歳以上の従事者比率は17.3%から39.2%と21.9ポイント増加しており、都市住民を含めた多様な担い手の確保が必要となっている。</p>
平地農業地域	<p>本地域の草刈り等で再生可能な耕作放棄地面積は2,486ヘクタールであり、そのうち農用地区域内面積は1,430ヘクタールとなっている。</p> <p>本地域は、面的に整備された所は耕作放棄がほとんど見当たらないが、谷津田の湿田等、作業条件の悪いところから耕作放棄されている。</p> <p>農業を担う農家戸数、農業従事者の20年間（昭和60年→平成17年）の推移をみると、農家戸数は65,528戸から42,638戸と34.9%減少し、農業従事者は171,388人から104,671人</p>

	<p>と38.9%減少している。この減少率は他の地域より少ない。さらに65歳以上の従事者比率は13.5%から36.3%と22.8ポイント増加しており、高齢化が他地域同様に進行している。</p> <p>本地域は他の地域に比べ比較的担い手も多数確保されていることから、これら担い手への農地の集積や作業条件の悪いところの基盤整備も重要な課題となっている。</p>
中山間農業地域	<p>本地域の草刈り等で再生可能な耕作放棄地面積は850ヘクタールであり、そのうち農用地区域内面積は450ヘクタールとなっている。本地域は、もともと山間の狭隘な所や傾斜のある所での生産が多いことから、農地への進入路などが狭く機械化に向かない農地から耕作放棄が進んでいる。</p> <p>農業を担う農家戸数、農業従事者の20年間（昭和60年→平成17年）の推移をみると、農家戸数は33,785戸から21,461戸と36.5%減少し、農業従事者は84,464人から41,042人と51.4%減少している。この減少率は他の地域に比べ最も大きい。さらに65歳以上の従事者比率は18.3%から40.9%と22.6ポイント増加しており、高齢化の進行も深刻である。</p> <p>本地域の耕作放棄地は機械化も困難な所も多いことから、放牧等による活用や、グリーン・ブルーツーリズムなど体験型農業への活用を進めていく必要がある。さらに、無霜地帯という特性を生かした農業への活用も課題である。</p>

3. 耕作放棄地再生利用の方向性

地域名	営農類型、担い手等の状況、振興作物等を勘案した耕作放棄地の再生利用の方向性
都市的農業地域	<p>都市農業が持つ生産地と消費地が極めて近いという利点を生かして生産者の顔が見える農業の展開により、耕作放棄地の解消を進める。</p> <p>また、農業者及び農業に関心を持つ数多くの市民の協同による農業展開や、市民農園、草刈りなどの援農を推進するとともに、ビオトープ等農地の持つ環境保全機能を活かした農地再生を進める。</p>
平地農業地域	<p>豊かな土地資源を持ち、今後とも首都圏における「食」の供給基地としての機能を維持し続けるため、担い手を中心に大規模な農業が展開できるよう耕作放棄地を含めた農地集積を進める。</p> <p>また、比較的まとまった耕作放棄地については、基盤整備事業を推進するとともに、担い手への貸借や企業等の新規参入を進める。</p>
中山間農業地域	<p>本県を代表する観光スポットであることから、耕作放棄地による景観悪化を防止するため、比較的手のかからない</p>

	<p>放牧や景観作物の植栽による耕作放棄地の解消を進める。</p> <p>また、都市住民が農作業体験や余暇活動が行えるような耕作放棄地の活用を推進する。</p> <p>さらに、温暖な気候を活用し、業務用野菜等、食品産業の農業参入を進める。</p>
--	---

4. 協議会構成団体の役割分担

組織名	主な役割
千葉県	市町村行政組織との連携及び推進
千葉県農業会議	市町村農業委員会組織との連携及び推進
千葉県農業協同組合中央会	農業協同組合との連携及び推進
千葉県土地改良事業団体連合会	土地改良区との連携及び推進
財団法人千葉県水産振興公社	農地保有合理化法人との連携及び推進

5. 再生利用推進計画

(H21年度)

活動区分	主な活動内容
地域協議会に対する指導・助言	市町村耕作放棄地解消計画の見直しなど巡回指導会の実施
検討会及び制度・施策の啓発・普及	シンポジウムや研修会の開催、チラシ、ポスター等啓発資料の作成
その他必要な事項	地域協議会と連携した耕作放棄地あっせんシステムの構築

(H22年度)

活動区分	主な活動内容
地域協議会に対する指導・助言	市町村耕作放棄地解消計画の見直しなど巡回指導会の実施
検討会及び制度・施策の啓発・普及	シンポジウムや研修会の開催、チラシ、ポスター等啓発資料の作成
その他必要な事項	地域協議会と連携した耕作放棄地あっせんシステムの構築

(H23年度)

活動区分	主な活動内容
地域協議会に対する指導・助言	市町村耕作放棄地解消計画の見直しなど巡回指導会の実施
検討会及び制度・施策の啓発・普及	シンポジウムや研修会の開催、チラシ、ポスター等啓発資料の作成
その他必要な事項	地域協議会と連携した耕作放棄地あっせんシステムの構築